

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案				現行			
別紙様式第1号 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)		別紙様式第1号 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)				(略)			
第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表				第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)		(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		そ の 他 負 債				そ の 他 負 債	
		未 払 法 人 税 等				(新設)	
		リ ー ス 債 務				(新設)	
		そ の 他 の 負 債				(新設)	
		賞 与 引 当 金				賞 与 引 当 金	
		(略)				(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「 <u>その他の負債</u> 」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)				(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「 <u>その他負債</u> 」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案				現行			
別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)		別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)				(略)			
第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表				第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)		(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		そ の 他 負 債				そ の 他 負 債	
		未 払 法 人 税 等				(新設)	
		リ ー ス 債 務				(新設)	
		そ の 他 の 負 債				(新設)	
		賞 与 引 当 金				賞 与 引 当 金	
		(略)				(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1・2 (略)				1・2 (略)			
3 「その他資産」及び「 <u>その他の負債</u> 」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。				3 「その他資産」及び「 <u>その他負債</u> 」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号

改正案				現行			
別紙様式第2号(第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)		別紙様式第2号(第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)				(略)			
第2年 月 日現在中間貸借対照表				第2年 月 日現在中間貸借対照表			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
		そ の 他 負 債		そ の 他 負 債		そ の 他 負 債	
		未 払 法 人 税 等		(新設)		(新設)	
		リ ー ス 債 務		(新設)		(新設)	
		そ の 他 の 負 債		賞 与 引 当 金		(略)	
		賞 与 引 当 金					
		(略)					
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)				(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号の2

改正案				現行			
別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)		別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)				(略)			
第2年 月 日現在中間貸借対照表		(単位:百万円)		第2年 月 日現在中間貸借対照表		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
		そ の 他 負 債		そ の 他 負 債		(新設)	
		未 払 法 人 税 等		リ ー ス 債 務		(新設)	
		そ の 他 の 負 債		賞 与 引 当 金		(新設)	
		(略)				(略)	
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)				(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行																																																																																																																																																
<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1~10 (略)</p> <p>11 有形固定資産の内訳</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>本表における各科目の計は、貸借対照表における各科目の金額と一致させること。</u></p> <p>12・13 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資産の部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負債の部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債発行費</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td>役員賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> <td>退職給付引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td></td> <td>役員退職慰労引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td>特別法上の引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td></td> <td>金融商品取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td></td> <td>のれん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td></td> <td>支払承諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td></td> <td>負債の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産の部合計</td> <td></td> <td>負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資産の部) (略)		(負債の部) (略)		金融派生商品		金融派生商品		社債発行費		リース債務		その他の資産		その他の負債		有形固定資産		賞与引当金		建物		役員賞与引当金		土地		退職給付引当金		リース資産		役員退職慰労引当金		建設仮勘定		特別法上の引当金		その他の有形固定資産		金融商品取引責任準備金		無形固定資産		繰延税金負債		ソフトウェア		再評価に係る繰延税金負債		のれん		のれん		リース資産		支払承諾		その他の無形固定資産		負債の部合計		(略)		(略)		資産の部合計		負債及び純資産の部合計		<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1~10 (略)</p> <p>11 有形固定資産の内訳</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>12・13 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資産の部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負債の部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債発行費</td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td>役員賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> <td>退職給付引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td>役員退職慰労引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td>特別法上の引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td></td> <td>金融商品取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td></td> <td>のれん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td>支払承諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td></td> <td>負債の部合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産の部合計</td> <td></td> <td>負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資産の部) (略)		(負債の部) (略)		金融派生商品		金融派生商品		社債発行費		(新設)		その他の資産		その他の負債		有形固定資産		賞与引当金		建物		役員賞与引当金		土地		退職給付引当金		(新設)		役員退職慰労引当金		建設仮勘定		特別法上の引当金		その他の有形固定資産		金融商品取引責任準備金		無形固定資産		繰延税金負債		ソフトウェア		再評価に係る繰延税金負債		のれん		のれん		(新設)		支払承諾		その他の無形固定資産		負債の部合計		(略)		(略)		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																														
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)																																																																																																																																															
金融派生商品		金融派生商品																																																																																																																																															
社債発行費		リース債務																																																																																																																																															
その他の資産		その他の負債																																																																																																																																															
有形固定資産		賞与引当金																																																																																																																																															
建物		役員賞与引当金																																																																																																																																															
土地		退職給付引当金																																																																																																																																															
リース資産		役員退職慰労引当金																																																																																																																																															
建設仮勘定		特別法上の引当金																																																																																																																																															
その他の有形固定資産		金融商品取引責任準備金																																																																																																																																															
無形固定資産		繰延税金負債																																																																																																																																															
ソフトウェア		再評価に係る繰延税金負債																																																																																																																																															
のれん		のれん																																																																																																																																															
リース資産		支払承諾																																																																																																																																															
その他の無形固定資産		負債の部合計																																																																																																																																															
(略)		(略)																																																																																																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																																																																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																														
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)																																																																																																																																															
金融派生商品		金融派生商品																																																																																																																																															
社債発行費		(新設)																																																																																																																																															
その他の資産		その他の負債																																																																																																																																															
有形固定資産		賞与引当金																																																																																																																																															
建物		役員賞与引当金																																																																																																																																															
土地		退職給付引当金																																																																																																																																															
(新設)		役員退職慰労引当金																																																																																																																																															
建設仮勘定		特別法上の引当金																																																																																																																																															
その他の有形固定資産		金融商品取引責任準備金																																																																																																																																															
無形固定資産		繰延税金負債																																																																																																																																															
ソフトウェア		再評価に係る繰延税金負債																																																																																																																																															
のれん		のれん																																																																																																																																															
(新設)		支払承諾																																																																																																																																															
その他の無形固定資産		負債の部合計																																																																																																																																															
(略)		(略)																																																																																																																																															
資産の部合計		負債及び純資産の部合計																																																																																																																																															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行
<p>1～4 (略)</p> <p><u>5</u> 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行																																																																																																								
<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 ⎧ 年 月 日から 年 月 日まで ⎨ 事業概況書</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 有形固定資産の内訳</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 本表における各科目の計は、貸借対照表における各科目の金額と一致させること。</u></p> <p>13・14 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資産の部) (略)</td> <td></td> <td>(負債の部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 資 産</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 設 仮 勘 定</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>役 員 賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>役 員 退 職 慰 労 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 資 産</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資産の部) (略)		(負債の部) (略)		土 地		金 融 派 生 商 品		リ ー ス 資 産		リ ー ス 債 務		建 設 仮 勘 定		そ の 他 の 負 債		そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金		ソ フ ト ウ ェ ア		退 職 給 付 引 当 金		の れ ん		役 員 退 職 慰 労 引 当 金		リ ー ス 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		(略)		(略)		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 ⎧ 年 月 日から 年 月 日まで ⎨ 事業概況書</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 有形固定資産の内訳</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>13・14 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資産の部) (略)</td> <td></td> <td>(負債の部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 設 仮 勘 定</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>役 員 賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>役 員 退 職 慰 労 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資産の部) (略)		(負債の部) (略)		土 地		金 融 派 生 商 品		(新設)		(新設)		建 設 仮 勘 定		そ の 他 の 負 債		そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金		ソ フ ト ウ ェ ア		退 職 給 付 引 当 金		の れ ん		役 員 退 職 慰 労 引 当 金		(新設)		特 別 法 上 の 引 当 金		そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		(略)		(略)		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																						
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)																																																																																																							
土 地		金 融 派 生 商 品																																																																																																							
リ ー ス 資 産		リ ー ス 債 務																																																																																																							
建 設 仮 勘 定		そ の 他 の 負 債																																																																																																							
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																																							
無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金																																																																																																							
ソ フ ト ウ ェ ア		退 職 給 付 引 当 金																																																																																																							
の れ ん		役 員 退 職 慰 労 引 当 金																																																																																																							
リ ー ス 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																							
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金																																																																																																							
(略)		(略)																																																																																																							
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計																																																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																						
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)																																																																																																							
土 地		金 融 派 生 商 品																																																																																																							
(新設)		(新設)																																																																																																							
建 設 仮 勘 定		そ の 他 の 負 債																																																																																																							
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																																							
無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金																																																																																																							
ソ フ ト ウ ェ ア		退 職 給 付 引 当 金																																																																																																							
の れ ん		役 員 退 職 慰 労 引 当 金																																																																																																							
(新設)		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																							
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金																																																																																																							
(略)		(略)																																																																																																							
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計																																																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行																																																																																																																																																																
<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">第1 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業概況書</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 有形固定資産の内訳</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u> 本表における各科目の計は、貸借対照表における各科目の金額と一致させること。</p> <p>10 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 年 月 日現在 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差入証拠金</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>退職給付引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>特別法上の引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td>金融商品取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td></td> <td>負ののれん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td>支払承諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td></td> <td>本店勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>本店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td></td> <td>在日支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td></td> <td>在外支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td></td> <td>小計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td></td> <td>利益準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1～4 (略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差金勘定		リース債務		保管有価証券等		その他の負債		金融派生商品		賞与引当金		その他の資産		退職給付引当金		有形固定資産		特別法上の引当金		建物		金融商品取引責任準備金		土地		繰延税金負債		リース資産		負ののれん		建設仮勘定		支払承諾		その他の有形固定資産		本店勘定		無形固定資産		本店		ソフトウェア		在日支店		のれん		在外支店		リース資産		小計		その他の無形固定資産		利益準備金		(略)		(略)		合計		合計		<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">第1 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業概況書</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 有形固定資産の内訳</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>10 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 年 月 日現在 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差入証拠金</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>退職給付引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>特別法上の引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td>金融商品取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td>負ののれん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td>支払承諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td></td> <td>本店勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>本店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td></td> <td>在日支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td></td> <td>在外支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td>小計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td></td> <td>利益準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1～4 (略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差金勘定		(新設)		保管有価証券等		その他の負債		金融派生商品		賞与引当金		その他の資産		退職給付引当金		有形固定資産		特別法上の引当金		建物		金融商品取引責任準備金		土地		繰延税金負債		(新設)		負ののれん		建設仮勘定		支払承諾		その他の有形固定資産		本店勘定		無形固定資産		本店		ソフトウェア		在日支店		のれん		在外支店		(新設)		小計		その他の無形固定資産		利益準備金		(略)		(略)		合計		合計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																																														
(略)		(略)																																																																																																																																																															
先物取引差入証拠金		金融派生商品																																																																																																																																																															
先物取引差金勘定		リース債務																																																																																																																																																															
保管有価証券等		その他の負債																																																																																																																																																															
金融派生商品		賞与引当金																																																																																																																																																															
その他の資産		退職給付引当金																																																																																																																																																															
有形固定資産		特別法上の引当金																																																																																																																																																															
建物		金融商品取引責任準備金																																																																																																																																																															
土地		繰延税金負債																																																																																																																																																															
リース資産		負ののれん																																																																																																																																																															
建設仮勘定		支払承諾																																																																																																																																																															
その他の有形固定資産		本店勘定																																																																																																																																																															
無形固定資産		本店																																																																																																																																																															
ソフトウェア		在日支店																																																																																																																																																															
のれん		在外支店																																																																																																																																																															
リース資産		小計																																																																																																																																																															
その他の無形固定資産		利益準備金																																																																																																																																																															
(略)		(略)																																																																																																																																																															
合計		合計																																																																																																																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																																														
(略)		(略)																																																																																																																																																															
先物取引差入証拠金		金融派生商品																																																																																																																																																															
先物取引差金勘定		(新設)																																																																																																																																																															
保管有価証券等		その他の負債																																																																																																																																																															
金融派生商品		賞与引当金																																																																																																																																																															
その他の資産		退職給付引当金																																																																																																																																																															
有形固定資産		特別法上の引当金																																																																																																																																																															
建物		金融商品取引責任準備金																																																																																																																																																															
土地		繰延税金負債																																																																																																																																																															
(新設)		負ののれん																																																																																																																																																															
建設仮勘定		支払承諾																																																																																																																																																															
その他の有形固定資産		本店勘定																																																																																																																																																															
無形固定資産		本店																																																																																																																																																															
ソフトウェア		在日支店																																																																																																																																																															
のれん		在外支店																																																																																																																																																															
(新設)		小計																																																																																																																																																															
その他の無形固定資産		利益準備金																																																																																																																																																															
(略)		(略)																																																																																																																																																															
合計		合計																																																																																																																																																															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行
<p><u>5</u> 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。</p> <p><u>6</u> (略) (以下略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>5</u> (略) (以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行																																																																																																																								
<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">第1 ⎧ 年 月 日から 年 月 日まで ⎫ 事業概況書</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 有形固定資産の内訳</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u> 本表における各科目の計は、貸借対照表における各科目の金額と一致させること。</p> <p>11 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 年 月 日現在 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 設 仮 勘 定</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>負 の の れ ん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 資 産</td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>本 支 店 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。</u></p> <p>6 (略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品		建 物		リ ー ス 債 務		土 地		そ の 他 の 負 債		リ ー ス 資 産		賞 与 引 当 金		建 設 仮 勘 定		退 職 給 付 引 当 金		そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債		の れ ん		負 の の れ ん		リ ー ス 資 産		支 払 承 諾		そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		本 支 店 勘 定		(略)		(略)		合 計		合 計		<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">第1 ⎧ 年 月 日から 年 月 日まで ⎫ 事業概況書</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 有形固定資産の内訳</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>11 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 年 月 日現在 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 設 仮 勘 定</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>負 の の れ ん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>本 支 店 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5 (略)</u></p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品		建 物		(新設)		土 地		そ の 他 の 負 債		(新設)		賞 与 引 当 金		建 設 仮 勘 定		退 職 給 付 引 当 金		そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債		の れ ん		負 の の れ ん		(新設)		支 払 承 諾		そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		本 支 店 勘 定		(略)		(略)		合 計		合 計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																						
(略)		(略)																																																																																																																							
有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品																																																																																																																							
建 物		リ ー ス 債 務																																																																																																																							
土 地		そ の 他 の 負 債																																																																																																																							
リ ー ス 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																																																							
建 設 仮 勘 定		退 職 給 付 引 当 金																																																																																																																							
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																																							
無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金																																																																																																																							
ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債																																																																																																																							
の れ ん		負 の の れ ん																																																																																																																							
リ ー ス 資 産		支 払 承 諾																																																																																																																							
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		本 支 店 勘 定																																																																																																																							
(略)		(略)																																																																																																																							
合 計		合 計																																																																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																						
(略)		(略)																																																																																																																							
有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品																																																																																																																							
建 物		(新設)																																																																																																																							
土 地		そ の 他 の 負 債																																																																																																																							
(新設)		賞 与 引 当 金																																																																																																																							
建 設 仮 勘 定		退 職 給 付 引 当 金																																																																																																																							
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																																							
無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金																																																																																																																							
ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債																																																																																																																							
の れ ん		負 の の れ ん																																																																																																																							
(新設)		支 払 承 諾																																																																																																																							
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		本 支 店 勘 定																																																																																																																							
(略)		(略)																																																																																																																							
合 計		合 計																																																																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
(以下略)	(以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行
<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。<u>ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案				現行			
別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係)		(日本工業規格A4)		別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)				(略)			
第2 連結財務諸表		(略)		第2 連結財務諸表		(略)	
(略)				(略)			
2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表				2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
土 地				土 地			
リ ー ス 資 産				(新設)			
建 設 仮 勘 定				建 設 仮 勘 定			
その他の有形固定資産				その他の有形固定資産			
無 形 固 定 資 産				無 形 固 定 資 産			
ソ フ ト ウ ェ ア				ソ フ ト ウ ェ ア			
の れ ん				の れ ん			
リ ー ス 資 産				(新設)			
その他の無形固定資産				その他の無形固定資産			
(略)				(略)			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1~5 (略)				1~5 (略)			
6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。				6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。			
7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。				(新設)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資 産 の 部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負 債 の 部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)				そ の 他 負 債				未 払 法 人 税 等				リ ー ス 債 務				そ の 他 の 負 債				賞 与 引 当 金				(略)		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資 産 の 部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負 債 の 部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)				そ の 他 負 債				(新設)				(新設)				(新設)				賞 与 引 当 金				(略)		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)																																																																							
		そ の 他 負 債																																																																							
		未 払 法 人 税 等																																																																							
		リ ー ス 債 務																																																																							
		そ の 他 の 負 債																																																																							
		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)																																																																							
		そ の 他 負 債																																																																							
		(新設)																																																																							
		(新設)																																																																							
		(新設)																																																																							
		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の2

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資 産 の 部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負 債 の 部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)				そ の 他 負 債				未 払 法 人 税 等				リ ー ス 債 務				そ の 他 の 負 債				賞 与 引 当 金				(略)		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資 産 の 部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負 債 の 部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)				そ の 他 負 債				(新設)				(新設)				(新設)				賞 与 引 当 金				(略)		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)																																																																							
		そ の 他 負 債																																																																							
		未 払 法 人 税 等																																																																							
		リ ー ス 債 務																																																																							
		そ の 他 の 負 債																																																																							
		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)																																																																							
		そ の 他 負 債																																																																							
		(新設)																																																																							
		(新設)																																																																							
		(新設)																																																																							
		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案				現行			
別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)				別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 決 算 公 告				第1 第 期 決 算 公 告			
(略)				(略)			
貸借対照表 (年 月 日現在)				貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
金融派生商品		金融派生商品		金融派生商品		金融派生商品	
社債発行費		リース債務		社債発行費		(新設)	
その他の資産		その他の負債		その他の資産		その他の負債	
有形固定資産		賞与引当金		有形固定資産		賞与引当金	
建物		役員賞与引当金		建物		役員賞与引当金	
土地		退職給付引当金		土地		退職給付引当金	
リース資産		役員退職慰労引当金		(新設)		役員退職慰労引当金	
建設仮勘定		特別法上の引当金		建設仮勘定		特別法上の引当金	
その他の有形固定資産		金融商品取引責任準備金		その他の有形固定資産		金融商品取引責任準備金	
無形固定資産		繰延税金負債		無形固定資産		繰延税金負債	
ソフトウェア		再評価に係る繰延税金負債		ソフトウェア		再評価に係る繰延税金負債	
のれん		のれん		のれん		のれん	
リース資産		支払承諾		(新設)		支払承諾	
その他の無形固定資産		負債の部合計		その他の無形固定資産		負債の部合計	
(略)		(略)		(略)		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1～4 (略)				1～4 (略)			
5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。				(新設)			
6 (略)				5 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案				現行			
別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)				別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)			
科 目 (資産の部) (略)	金 額	科 目 (負債の部) (略)	金 額	科 目 (資産の部) (略)	金 額	科 目 (負債の部) (略)	金 額
土 地		金 融 派 生 商 品		土 地		金 融 派 生 商 品	
リ ー ス 資 産		リ ー ス 債 務		(新設)		(新設)	
建 設 仮 勘 定		そ の 他 の 負 債		建 設 仮 勘 定		そ の 他 の 負 債	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金		無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
ソ フ ト ウ ェ ア		退 職 給 付 引 当 金		ソ フ ト ウ ェ ア		退 職 給 付 引 当 金	
の れ ん		役 員 退 職 慰 労 引 当 金		の れ ん		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
リ ー ス 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		(新設)		特 別 法 上 の 引 当 金	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1～4 (略)				1～4 (略)			
5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。				(新設)			
6 (略)				5 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号

改正案				現行			
別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)				別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
		そ の 他 負 債		そ の 他 負 債		そ の 他 負 債	
		未 払 法 人 税 等		(新設)		(新設)	
		リ ー ス 債 務		(新設)		(新設)	
		そ の 他 の 負 債		賞 与 引 当 金		賞 与 引 当 金	
		(略)		(略)		(略)	
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「 <u>その他の負債</u> 」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)				(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「 <u>その他負債</u> 」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の2

改正案				現行			
別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)				別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
		そ の 他 負 債		そ の 他 負 債		そ の 他 負 債	
		未 払 法 人 税 等		(新設)		(新設)	
		リ ー ス 債 務		(新設)		(新設)	
		そ の 他 の 負 債		賞 与 引 当 金		(略)	
		賞 与 引 当 金		(略)			
		(略)					
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「 <u>その他の負債</u> 」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)				(記載上の注意) 1・2 (略) 3 「その他資産」及び「 <u>その他負債</u> 」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 (以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改正案				現行			
別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)				別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 決 算 公 告				第1 第 期 決 算 公 告			
(略)				(略)			
貸借対照表 (年 月 日現在)				貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差入証拠金		金融派生商品	
先物取引差金勘定		リース債務		先物取引差金勘定		(新設)	
保管有価証券等		その他の負債		保管有価証券等		その他の負債	
金融派生商品		賞与引当金		金融派生商品		賞与引当金	
その他の資産		退職給付引当金		その他の資産		退職給付引当金	
有形固定資産		特別法上の引当金		有形固定資産		特別法上の引当金	
建物		金融商品取引責任準備金		建物		金融商品取引責任準備金	
土地		繰延税金負債		土地		繰延税金負債	
リース資産		ののれん		(新設)		ののれん	
建設仮勘定		支払承諾		建設仮勘定		支払承諾	
その他の有形固定資産		本支店勘定		その他の有形固定資産		本支店勘定	
無形固定資産		本店		無形固定資産		本店	
ソフトウェア		在日支店		ソフトウェア		在日支店	
ののれん		在外支店		ののれん		在外支店	
リース資産		小計		(新設)		小計	
その他の無形固定資産		利益準備金		その他の無形固定資産		利益準備金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
合計		合計		合計		合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1～4 (略)				1～4 (略)			
5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。				(新設)			
6 (略)				5 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改正案				現行			
別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)				別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 決 算 公 告				第1 第 期 決 算 公 告			
(略)				(略)			
貸借対照表 (年 月 日現在)				貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品		有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品	
建 物		リ ー ス 債 務		建 物		(新設)	
土 地		そ の 他 の 負 債		土 地		そ の 他 の 負 債	
リ ー ス 資 産		賞 与 引 当 金		(新設)		賞 与 引 当 金	
建 設 仮 勘 定		退 職 給 付 引 当 金		建 設 仮 勘 定		退 職 給 付 引 当 金	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債		ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債	
の れ ん		負 の の れ ん		の れ ん		負 の の れ ん	
リ ー ス 資 産		支 払 承 諾		(新設)		支 払 承 諾	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		本 支 店 勘 定		そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		本 支 店 勘 定	
(略)		(略)		(略)		(略)	
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1~4 (略)				1~4 (略)			
5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。				(新設)			
6 (略)				5 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行
<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。<u>ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案				現行			
別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位: 百万円)				別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位: 百万円)			
科 目 (資 産 の 部) (略)	金 額	科 目 (負 債 の 部) (略)	金 額	科 目 (資 産 の 部) (略)	金 額	科 目 (負 債 の 部) (略)	金 額
土 地 リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 その他の有形固定資産 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん リ ー ス 資 産 その他の無形固定資産 (略)				土 地 (新設) 建 設 仮 勘 定 その他の有形固定資産 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん (新設) その他の無形固定資産 (略)			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意) 1～6 (略) 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。 8 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。				(記載上の注意) 1～6 (略) 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。 (新設)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第10号

改正案								現行									
別紙様式第10号 (第20条第2項関係)								別紙様式第10号 (第20条第2項関係)									
第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで								第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで									
(略)								(略)									
1 計算書類に関する事項								1 計算書類に関する事項									
(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位: 百万円)								(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位: 百万円)									
資産の種類	当期首 残高	当期中 増加額	当期中 減少額	当期中 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率		資産の種類	当期首 残高	当期中 増加額	当期中 減少額	当期中 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率	
有形固定資産							%		有形固定資産							%	
建物									建物								
土地									土地								
リース資産									(新設)								
建設仮勘定									建設仮勘定								
その他の有形 固定資産									その他の有形 固定資産								
有形固定資産計									有形固定資産計								
無形固定資産									無形固定資産								
ソフトウェア									ソフトウェア								
のれん									のれん								
リース資産									(新設)								
その他の無形 固定資産									その他の無形 固定資産								
無形固定資産計									無形固定資産計								
(記載上の注意)								(記載上の注意)									
(略)								(略)									
(2)・(3) (略)								(2)・(3) (略)									
(以下略)								(以下略)									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第11号

改正案	現行
<p>別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。<u>ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案				現行			
別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係)		(日本工業規格A4)		別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)				(略)			
第2 連結財務諸表				第2 連結財務諸表			
(略)				(略)			
2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表				2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表			
(略)				(略)			
(単位: 百万円)				(単位: 百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)		(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
土 地				土 地			
リ ー ス 資 産				(新設)			
建 設 仮 勘 定				建 設 仮 勘 定			
その他の有形固定資産				その他の有形固定資産			
無 形 固 定 資 産				無 形 固 定 資 産			
ソ フ ト ウ ェ ア				ソ フ ト ウ ェ ア			
の れ ん				の れ ん			
リ ー ス 資 産				(新設)			
その他の無形固定資産				その他の無形固定資産			
(略)				(略)			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1~6 (略)				1~6 (略)			
7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。				7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。			
8 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。				(新設)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第13号

改正案	現行
<p>別紙様式第13号(第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表(年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~6 (略)</p> <p>7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。<u>ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第13号(第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表(年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~6 (略)</p> <p>7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第13号の2

改正案				現行			
別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)				別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)			
科 目 (資 産 の 部) (略)	金 額	科 目 (負 債 の 部) (略)	金 額	科 目 (資 産 の 部) (略)	金 額	科 目 (負 債 の 部) (略)	金 額
土 地 リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 その他の有形固定資産 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん リ ー ス 資 産 その他の無形固定資産 (略)				土 地 (新設) 建 設 仮 勘 定 その他の有形固定資産 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん (新設) その他の無形固定資産 (略)			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意) 1～7 (略) 8 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。 9 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 (以下略)				(記載上の注意) 1～7 (略) 8 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。 (新設) (以下略)			